

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについての留意事項（令和 7 年度版）

石川県厚生政策課

今回、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 5 月 2 0 日厚第 3 0 2 号）に基づき、学習の全課程を通信方式により受講される皆様におかれましては、介護員養成研修修了後、研修事業者が実施する補講を受講してください。

県で指定する以下の研修の受講（補講）は令和 7 年 4 月以降実施しておりません。

※研修事業者が実施する補講のみ

（１）ゼロからはじめる介護職入門セミナー（介護に関する入門的研修）

〔対象コース〕基礎講座及び入門講座（４日間）

（２）福祉のしごと講習

〔対象コース〕介護技術基礎、コミュニケーションの基本、介護技術応用、レクリエーション技術から 2 コース

その他、本取扱いに関するご質問等は石川県厚生政策課（TEL:076-225-1419／E-mail:kousei@pref.ishikawa.lg.jp）までお問い合わせください